

平成20年第2回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成20年6月12日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成20年6月12日(木曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第2 議案第39号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第3 議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第43号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例
- 日程第5 議案第44号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第45号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第49号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第50号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議員提出議案第7号 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の改善を求める意見書
- 日程第13 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 追加日程第1 請願第5号及び請願第6号についての会期を6月16日まで4日間延長することの動議

- 日程第1 議案第38号
- 日程第2 議案第39号
- 日程第3 議案第42号
- 日程第4 議案第43号
- 日程第5 議案第44号
- 日程第6 議案第45号
- 日程第7 議案第46号
- 日程第8 議案第47号

- 日程第9 議案第48号
日程第10 議案第49号
日程第11 議案第50号
日程第12 議員提出議案第7号
日程第13 休会の件
-

午前10時00分開議

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） ただいま動議の声がありました。

4番白旗 修君。

4番（白旗 修君） おはようございます。

私は、平成20年第2回定例会の延長を求める動議を提出いたします。

〔「賛成」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

4番（白旗 修君） 動議の理由を申し上げます。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時07分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま4番白旗 修君から会議の延長の動議が提出されましたので、趣旨説明をお願いいたします。

4番（白旗 修君） ただいま会議の延長を求める動議を提出いたしました。その理由を申し上げます。

本日の議事、請願第5号と請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願の審議は、議員相互の議論が不十分と考えます。

本件は、場外馬券売り場誘致の是非を決定する重要案件なので、先般の議員有志ほか3団体共催の本件に関する住民説明会・討論会の結果も踏まえ、議員相互の議論をさらに深めた上で、本件を審議することが必要と考えます。

よって、本日の議事 請願第5号と請願第6号の審議は明日以降に延期することを求めます。

以上です。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 08 分休憩

午前 11 時 57 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

ただいま休憩中に議会運営委員会が開かれましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長五十嵐辰雄君。

〔議会運営委員長五十嵐辰雄君登壇〕

議会運営委員長（五十嵐辰雄君） ただいま議会運営委員会を開催いたしました。会期延長の件でございますが、請願第5号及び請願第6号でございますが、調査のため6月の16日まで会期を延長することに決定しました。

ご報告いたします。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど総務常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、本動議を日程に追加し、直ちに追加日程第1として議題とすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 02 分休憩

午後 1 時 25 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 追加日程第1、請願第5号及び請願第6号についての会期を6月16日まで4日間延長することの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は……。

〔「まだやることあるんじゃないの、採決する前に」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時 2 6 分休憩

午後 1 時 3 7 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

もう一度申し上げます。

追加日程第 1、請願第 5 号及び請願第 6 号についての会期を 6 月 16 日まで 4 日間延長することの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「緊急動議、議事運営について」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 起立願います。

〔「採決の前に討論があるはずです」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 暫時休憩します。

午後 1 時 3 8 分休憩

午後 1 時 3 9 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま高木議員から討論をしたいという申し出がありました。これを認めます。

それでは、反対討論から先に認めます。

2 番高木博文君。

〔 2 番高木博文君登壇 〕

2 番（高木博文君） 私は、ただいま採決が提案されたこの課題に対し、それより以前に討論すべきという立場から発言を求めました。認めていただきありがとうございます。

私は、そもそもこの動議そのものについて、動議の提案者あるいは議事運営委員会の討議の中身に疑問を持つところでもあります。ただし、先ほどの休憩時間に、議事運営委員会の委員長報告については発言を控えてほしいと、そしてその後に討論の場があるのだから、そこで思いを出してくれというぐあいに理解いたしました。私と同じ立場の方がほかにもおられると思います。

その理由は、まず、今議会の日程は、議事運営委員会で諮られて何日も前に各議員に届けられたわけであり、私どもはそれを前提にしながら審議参加の準備をしてきました。また、動議の提案者みずからも議事運営委員会のメンバーでありますし、この間開かれた議事運営委員会においては、恐らく何回も発言できる条件があったというぐあいに思いま

す。もっともそれ以前に、延期の理由そのものが私は納得がいきません。

それは、3月議会で出された請願の審議については、町当局が具体的な方向性を示していない、またNRSがどういう中身のものが、議員はもとより住民にもその中身が周知されていない、そのために継続審議とし、6月議会で行おうということで総務常任委員会の委員長から報告があり、私はそれについて中間報告を求め、それに対する質疑を行いました。

そして総務常任委員会は、この間、休会中の審議を誠実にやられてきたというぐあいに私は理解しております。この間、議員個々においても、あるいは住民においても幾つかの場外馬券施設等を視察したりして、また総務常任委員会は休会中の審議もやってきたということについては敬意を表したいと思います。

特に6月2日の総務常任委員会、私は傍聴をいたしました。この本会議の延長を求めた白旗議員みずからも、この中で積極的に発言をされ、否決する立場で意見をしっかりと述べられていたと。総務常任委員会での採決には賛成しながら、今日において、まだ中身が十分周知していないからこれを延期したらどうかというのは、私はやはり納得がいきません。これは他の議員が総務常任委員会のメンバーでないから、他の議員が余り勉強していないから、ちょっと延ばそうじゃないかということかもしれませんけれども、恐らく議員個々においても、この3月議会から今日までの間、いろいろな勉強もされてきたし、住民の意見にも耳を傾けてきた。そういうことだろうと思います。みずからは総務常任委員会のメンバーであり、また、議事運営委員会のメンバーである白旗議員が、こういう動議を出すこと自体、私は不見識ではないかというぐあいに思っております。

そういう中でこの会期延長が議事運営委員会の結果として報告されました。

個々においては、議長の方からこの段階での発言は控えてほしいと、その後に討論の場があるからというぐあいに私は聞いたわけでありますけれども、直接ではありません。そういうぐあいに聞いておりましたので、そういうことで先ほどの対応をとってきたわけです。

しかし、今、即これは会期の延長の可決という形に理解されて、先ほどの採決がその延長の可否についての採決であったように報告されておりますけれども、議員の中でも正しくこれは理解されていない。そういう中でこの会期延長がどさくさ紛れで決められてしまうというのは、3月議会あるいはその以降の経過を考えると、私は住民の負託にこたえる議員及び議会としては適当ではないと、そういう立場からこの会期延長については反対をし、肅々ときょう冒頭に提案されているきょうの議事日程において審議すべきだと、このように思っております。

まだ言いたいことは多々ありますけれども、私だけで時間をとるのは適当ではありませんので、一応終わります。

失礼しました。私「議事運営委員会」と発言しましたが、
「議会運営委員会」と

いうことに訂正したいと思います。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

4番（白旗 修君） 私は普通に討論できるんですか。

議長（岩佐康三君） 今は討論の時間です。

4番（白旗 修君） じゃあ私もできますね。

議長（岩佐康三君） 討論は認めますけれども、討論しますか。

動議出しているご本人ですから、これはできませんので。

討論を打ち切ります。

反対討論はありますか。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 5番守谷貞明です。

先ほど高木議員がほぼ言い尽くしているのですが、私が言いたいのも彼が言った中に一つあります。

というのは、私は総務常任委員会の委員です。その中で今回の5号、6号の請願を審議してまいりました。そこで、後にもまた請願の討論のところでは触れようと思っておりますが、基本的には町が、行政当局が我々総務常任委員会に、NRSがどういう事業計画を持っているか正式な書類を持ってくるのが先でしょうと、まずそれがないと議論できませんよねということで、私たちは継続審議という形をとってきたのですが、4月になりまして白旗議員が、NRSからそういう事業計画書を手に入れたので総務常任委員会を開いてほしいということで連絡がありまして、私はその総務常任委員会に出席しました。

そこで、白旗議員が持って来たのはNRSさんが、これはNRSさんの事業計画書であるけれども、まだ公開するのは早いので外部には出さないでほしいという資料だったので、自分がコンピューター、パソコンでデータを打ち込み直してつくった資料ですけれども、持ってきて、それをもとに議論したのですが、そこで私は、まだこういう総務常任委員会という正式な会議の場で非公式というか、公表されては困るというような資料をもとに議論すること自体が問題ではないかと。

議長（岩佐康三君） 守谷議員、会期延長に関してだけ討論してください。

5番（守谷貞明君） そうということで、その場では議論しなかったのですが、その後、その資料をもとに皆さんが4回も公開討論会を開いたりいろいろやって、それから、我々も総務常任委員会をその後でまた開いて徹底的に議論しました。

僕はそこで請願に対して採択すべきだという賛成論を言いましたら、白旗議員はいつまでもこうやってぐじゅぐじゅやってもしょうがないから決をとろうということで、あなたはそのときに自分の意見をとうとうと述べて不採択になりました。というのは、賛成したのは僕1人、反対が3人、3対1で決まりました。

その委員長報告が本議会でも報告されて、まだいないわけですね。きょうこれからその報告があるはずであります。しかし、きょう朝一番の議題の中で動議という形で、会期日程の延長を動議で出されました。まだ委員長報告、五十嵐委員長報告が行われていないのに先に動議を出すのは一体どういうことかと。そのときの理由が、審議未了であると。僕らは総務常任委員会、全員協議会、その中で何回も議論してきました。ですから、それなりに議員の中の皆さんほとんどNRSの事業計画案なり場外馬券場の問題については、ほとんどの方が勉強されて熟知されています。

そこで、きょう、本来ならば議題の中に後半の方に出てきますが、そこで徹底的に討論をして採決をするというこの議会日程は、先ほど高木議員が言ったように、大分前から我々のところに配付されております。住民の方にもこの日程が伝わっております。その中で十分にきょうこれから議論していけばいい話であって、改めて4日間延長して討論すると、審議するというに私は反対をいたします。きょう直ちにスケジュールどおりにやって、最後にこの問題を徹底的に議員の皆さんと一緒に審議していきたいと思っています。時間はかかっても、私はいいと思っています。

議長（岩佐康三君） そのほか討論ございますか。

討論を打ち切ります。

先ほど議決を願いましたけれども、人数をきちっと把握しておりませんので、再度追加日程第1として議決をしたいと思います。

再度申し上げます。

追加日程第1、請願第5号及び請願第6号についての会期を6月16日まで4日間延長することの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 賛成多数です。したがって、請願第5号及び請願第6号についての会期を6月16日まで4日間延長することの動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

総務常任委員長から委員会審査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、本日、町長及び議員から議案が提出されておりますので、報告させます。
議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 本日、町長及び議員から追加議案が提出されましたので、ご報告いたします。

議案第49号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第50号 利根町教育委員会委員の任命について

議員提出議案第7号 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書
以上で報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、賛成討論から許します。

反対討論を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第39号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から認めます。

賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から認めます。

賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第4、議案第43号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例を議

題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 私は、議案第43号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例について、二、三質問をさせていただきます。

この条例案を見ましたところ、第3条、審議会は委員15人以内をもって組織するということになっておりますが、利根町にも審議会は五つか六つくらいあるかと思えます。私、平成20年度の予算書をめくったところ、20年度に予算化されているのは都市計画審議会かなと思っておりますが、都市計画審議会、私の推測では10人くらいかなと思うのです。それで予算化されているのが20万7,000円ということでございます。私はこの利根町の財政状態を見たときに、どうして15人が必要なのか伺いたいと思っております。

また、32万円が予算化されているわけですが、32万円というのは、日当からすると約5回くらい開催する予算が計上されている状況でございます。その点から、どうして15名が必要なのか。

また、5回開催が予定されているということでございますが、審議会は諮問されて初めて開くものであり、それほど諮問する案件があるのかなのか、その辺をお尋ねします。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、飯田議員の質問にお答え申し上げます。

第3条の委員は15人以内をもって組織するというので、15人の根拠ということでございます。人数につきましては、いろいろ近隣市町村の状況、並びに利根町の審議会条例の審議会委員の定数にかんがみまして15人を設定したものでございます。

ちなみに、同審議会条例は、近隣でありますと龍ヶ崎市において20名以内という委員の人数でございます。また、牛久市におきましても20名以内、また河内町におきましても14名以内という形で、廃棄物減量等推進審議会の定数が決められてございます。

また、利根町におきましても同等の審議会がございまして。先ほど飯田議員が言われたとおり、都市計画審議会の条例を見ますと、16名以内ということでございます。また、代表的な審議会では振興計画審議会ということで17名以内ということでありますので、何名が適切かということとはわかりませんが、また近隣、並びに町内の審議会を参考にいたしまして、15名という形で審議日程を決めたわけでございます。

ちなみに、第1号から第3号まで、委員の人数、要するに委員を決めてございます。それで、町民並びに知識経験者、並びに町内団体の代表という形でどのくらい必要だろうということで、条例をつくるときに審議をしてございます。

その中で、まず、2号につきましては知識経験者ということで、特に専門的な知識を持

っている先生方に委員になっていただきたいということで、一、二名ほどを見込んでございます。

また、3号につきましては町民団体の代表ということで、広く町民の意見を聞くという観点から、区の代表の区長会並びに商業、ごみ関係ですので協力いただくと、またその実態がわかるという意味で商工会の代表、また社会福祉協議会、並びに消費者友の会等々、多くの町には団体がございます。その人たちの意見も取り入れて審議していきたいということでございます。

また、1号につきましては町民ということで、多くの町民の方が今現在いろいろな面で、町のリサイクル、並びに減量化の方にご協力いただいているところでございますので、多くの町民の方から意見をいただきたいということで、七、八名の委員を選びたいなということで15名以内ということで選定してございます。

ちなみに、どのようなものを諮問するんだということでございます。それは第2条の所掌事務の事項ということで、第1号につきましては廃棄物の処理の基本方針、並びに減量及び再利用の促進、並びに一般廃棄物処理手数料ということで、これを見てからにしても大変膨大な審議をしていただくということ。

特に町においては、現在、ごみ処理基本計画を今策定している段階でございます。そのものを委員さんの方に審議していただくということでございます。

計画用に若干我々がつくった案ですけれども、今現在置かれている利根町のごみの状況をわかっていただくと。並びにごみ処理の現状と課題、これはごみ処理の体制、並びに排出の状況等々、また減量の再資源化の取り組み等々もございます。

また、関連法令がありまして、先日の一般質問等でもありましたとおり、いろいろな環境基本計画の中にリサイクル法等々もございますので、それと合致した形でこの基本計画をもっていきたいということでございます。

並びに減量化計画ですね。いろいろな形で、どんな形で減量していくのが必要だろうか、持続可能な形で計画をしていくという形がございます。これは、じんかい処理関係がくりんプラザ・龍がございますけれども、塵芥処理組合の中で本来、龍ヶ崎市、利根町、河内町のごみ処理基本計画をもとに塵芥処理組合の基本計画をつくるということですので、大変ボリュームのある内容でございますので、私どもとしてみれば、5回で終わって内容を精査していただければ一番いいと思うのですけれども、ただ審議の中で、いろいろな審議結果、並びに情報を広報を通じて、その段階、段階ごとに町民の皆様方に示していきたいと。その中でいろいろな意見を持って、また審議会の中に反映していくという形で考えてございます。

また、この計画をつくるに当たりまして、一般の人で約400世帯の方を抽出してアンケートをとってございます。そのアンケートにつきましても、この審議会の中で委員の中でいろいろ議論をいただいて、減量化についての計画ですね、議員さんの中でもいろいろ

な計画をお持ちですので、いろいろな形で減量化が進むこと案を出していただきたい。

並びに、先ほど言いましたとおり、第2条の第3号の中に、廃棄物の手数料につきましても皆様に審議していただきたいという形で、諮問して答申をいただくつもりですので、5回が多いか少ないかは各委員さん、または町民の方いろいろ議論はあると思いますけれども、当面は5回で審議を完了、答申していただけるように考えている次第でございます。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） ただいま課長から説明いただきまして、大体理解はできるところなのですが、やはりこの廃棄物減量推進審議会も、これは大事な審議会ですし、都市計画審議会におかれましても重要な審議会であります。そういう重要な案件に対して審議するからこそ審議会が設けられるのではないかと思います。

ただいま、龍ヶ崎市、牛久市あるいは河内町の委員の数を知らせていただきましたが、私は都市計画審議会でも20万7,000円ぐらいしか予算化していないのに、どうして32万円もかかると、それなりに重要なことは重要なのですが、やはり財政事情が厳しい中で、こういうものからも少しでも委員の数を少なくして審議していただくのが、行政としても必要なのではないかと思います。質問というよりも、私はこの15名以内ということで、できれば10名、あるいは12名ぐらいで審議していただければ、委員をそのぐらいにしていただければなんと、そんなふうに希望しまして、私の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 廃棄物減量等推進審議会の町民というのは、七、八人というようなお話でしたけれども、どういう選び方をされるのか。私は、かねがね、できるだけ幅広く住民の知恵をおかりするために、公募する必要があるのではないかと考えております。

それから、この中には議員が抜けておりますけれども、別のところでは議員が入っております。特にこういう廃棄物の問題は、議員の中に塵芥処理組合あるいは衛生組合の議員になっている方もおられるわけですし、議員が全然抜けているというのは、議員の知恵は要らないのかというような感じもいたします。

それから、これは次の44号でもまた申し上げたいと思いますが、飯田議員がおっしゃったような経費と委員の数ということ、これはどっちかをふやし、どっちかを減らす、あるいはバランスをとる、いろいろ考え方がありますが、少なくとも今ご説明のありました、それから、疑問も呈されました委員の数というのはどう決めるのか。

それから、専門家というのは、これは44号の議案に委員の報酬のところに出ていますが、専門家というものが本当に必要なかどうか。これは委員の構成のところに関係するわけですが、そういった点でどういう考え方でこの委員を決めていったか、人数を決めていったか、あるいは公募ということを考えていないのか、議員は入れないという考え方はどうしてあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、白旗議員の質問にお答え申し上げます。

町民の方の人選ということでございますけれども、まだ私どもでは決定はしていませんけれども、15名以内というのは先ほど説明したとおり、近隣市町村、並びに町内の審議会の中の人数はこのぐらいだろうという形を考えた次第でございます。ですから、少ない可能性もあると。ただ、全体としてみれば、何でもそうでしょうけれども、片一方では多くの住民の意見ということがありましたので、特に関心を持っておられる方に集中して、じゃあ普通の町民の方の意見は聞かないかということではなくて、先ほど言いましたとおり、広報等でその都度、その都度、我々が審議している内容をご報告いたしまして、それでまた町民の方の意見をいただくという形をとりたいと思います。

また町民の意見につきましても、先ほど言いましたとおり、400件の方の意見アンケートをとってございまして、約50%近くの方が返ってきてございます。その意見もまだ聴取しているという状況ですので、その中である程度町民の意見がとれるのかなと、これは限度ではないのですが、とりあえず15名としたということでございます。

あと、選定の仕方ですけれども、確かに白旗議員が言われている公募制もありますし、また、知識経験者という、私たちが考えているのは大学の先生の専門的な、上位法、環境並びにリサイクル法、我々もそうは言っても、法律上の環境関係の法律並びに規則等は膨大でありますので、我々町民、並びに職員ですけれども、理解していただくためにも、ある程度わかりやすくしていくのに専門的な人が必要だろうという形で考えてございます。

また、町民団体につきましても、どうしても最後の減量等につきましてもは団体の方の、商工会といたしますと事業主ですよね、事業主の方の協力、並びに消費者とすれば家庭の主婦の方の意見も、詳細にわたって審議会の中で議論していただくという形をとりたいなということで、先ほど言いましたとおり、団体の人、特に関係している団体が五、六団体、並びにもっと多いかと思えます。ただ、そこまで多くなってしまうと、今度は町民の方が減りますので、半分ぐらいは町民の方から持ちたいという形でございます。ただ、公募するかどうか、並びに町民の一番ご存じの地区の区長さんから、こんな人が地区で活躍していますよという形の推薦もしていきたいなと。あと、全体的に団地、並びに農家等々もありますので、ある程度バランスをとっていった方がいろいろな人の意見が反映されるのかなということで、今、内部で検討している最中ですので、根本的な意味合いとすれば、町民の多くの方から意見を、代表を取り入れて、今言いました減量につながるような審議をしていきたいなと考えてございます。

また、経費につきましても、確かに財源的に、財政的に厳しいですので、簡単に終わればいいなというのは行政の判断でございますけれども、ただ住民からしてみれば、二、三

回で終わって10年、20年の長期計画を審議するのかといったならば、その委員の負荷が大変多いのではないかと思いますね。我々としても、今、基本計画を内部でつくっているのですけれども、膨大なデータがあって、よく分析してわかっていただいた上で、将来の減量並びに手数料に関することも十分審議していただいて、納得していただいた中でやるのが、我々行政の役目かなと思います。確かに経費が安いからという面は、どうしてもぬぐえなくて我々が望むところでございますけれども、多くの住民の方の意見を取り入れて、ある程度納得していただいて、それで来年度に向けて結論が出ればよいなと考えている次第でございます。

あと、専門委員につきましては次の審議議案だと思いますけれども、専門委員の条例につきましては、この廃棄物減量推進審議会の中では考えてございません。

議員はなぜ抜けているのか、どうしてかということでございますけれども、議員さんにつきましては、このように今議論する機会もありますし、いろいろな提案をしていただく機会がありますので、直接この中で政策的なことの中で、ほかの都市計画だとか振興計画もありますけれども、これは多くの町民の方をメインにした方がいいのかなと、また議員さんの意見もいつでも一般質問でも何でも取り入れることができますし、いろいろな意見をこの審議会の中でしていただければいいかと思います。

議長（岩佐康三君） 白旗議員は終わりですか。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

ただいま町民生活課長からの答弁もあり、それなりに理解はできたところでありますけれども、あと二、三、疑問点、あわせて要望もありますので、発言したいと思います。

まず、今日の利根町を含む日本においては、こうした廃棄物を減量していく、あるいは有効に使っていく、このことは非常に大事な課題だと思いますので、この種の審議会等がつくられるということは適切な提起だというぐあいに思っておりますけれども、同時にこれらの中身を審議する委員さん、私は委員15人が適切かどうかということよりも、人数をたとえ減らしてもいいから、もう少し回数をふやしてしっかりと審議をしていただきたい、このことについていかがかと。

それと、委員を選ぶについては、充て職的な選び方ではなくて、まさにこのことに精通し一生懸命やっておられる方を、町民の代表であれ、町内団体の代表であれ、あるいはその他町長が必要と認める者であれ、ぜひ選んでいただきたいと。いかに立派なことを言ったとしても、実践から離れている人というのではやはりまずいのではないかと。特に家庭の主婦等が具体的にこれらの問題を今後具体的に進めていく上では、大きなかかわりを持つということもありますので、委嘱する上においては、十分そうした配慮を持っていただきたい。

先ほど塵芥処理組合等との関係で議員がここに入ることを、言わば必要とするようなご意見がありました。私はそれが必ずしもということではありませんけれども、少なくともこの審議会を、衛生組合や塵芥処理組合の議員等は常に傍聴できるように、あとで広報をもってお知らせするというのではなくて、審議される際には傍聴を呼びかけるような、そういう配慮が必要ではないかというぐあいに思うところであります。

特にこれは塵芥処理組合そのものも、今後、ごみの減量化あるいは資源化について構成する自治体との間でもっともっと具体的に進めていく、財政的にもそういう条件に追い込まれておりますし、また実際に処理する上でのさまざまな問題、今度はその処理する立場からもあるかと思えます。その間のパイプをつけるという意味からも、やった後のご報告を知ることではなくて、やる前に、いついつこういうものがあるから時間の都合が果たらぜひ傍聴してほしいという形で働きかけてをしていただきたい。これらについて、現時点でのお考えはいかがかということ質問したいと思えます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、高木議員の質問にお答え申し上げます。

やはり審議回数の増ということで、先ほど私も言いましたとおり、とりあえず予算上5倍にしたということです。ですから、まとまるまでやりたいということでございます。別に予算が通ったからそれしかやらないというわけでもありませんし、審議会が始まる前から回数を決めるのはできないところですが、おおよその回数という形で5回を予定してございますので、回数につきましては、これからどうなるか、審議状況によるものと考えております。

また、一生懸命活動している人という形で、そのとおりかと思えますし、そういう方を選びたいと考えてございます。

あと、オープンにするかどうかにつきましては、この審議会はまだ立ち上がっておりませんので、各委員さんの中で審議に対して支障を来すようなことがあるようですと、審議ができない。そういうことはないと思うのですけれども、選ばれた委員さんの中で決定できたらいいのかなと、決して私どもは内々にしようとは思っていませんし、それで、傍聴に来られた、来ない、オープンにしない、するにしても、その審議過程は広報等でこういうことを審議してこういう意見もあったという、広報の出し方もいろいろありますけれども、逐一この15名以内の方の意見ばかりでなく、あらゆる面で審議過程をお知らせして、その中でいろいろな意見をもらって、それをまた帰ってまた審議会の中で審議していった方が、またベストなのかなと事務局では考えるので、またいろいろな問題がオープンの形でできればいいなと考えていますので、まだ決定はしていませんので、高木議員の質問の内容等を当審議会の中で意見として伝えていきたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 高木さん、質問ありますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

賛成討論から認めます。

反対討論、ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

しっかり立ってください。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第44号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） この44号の報酬及び費用弁償に関する条例は、先ほどの廃棄物減量等推進審議会の条例との、いわばセットになっておりますが、この議案第44号はもっと幅広く利根町特別職の職員で非常勤の人の報酬及び費用弁償に関する取り決めをしていて、そういう具体的な数字を上げております。これは議員の方には来ておりますが、別表第1、第2というぐあいにあります。

この廃棄物減量推進審議会の報酬ですが、会長は月額4,800円、副会長は4,500円、委員は4,200円、専門委員はいないそうですから、これは一応別としまして、似たような審議会では環境保全施設整備審議会5,800円、それから、副会長5,400円、委員5,100円と、少し報酬が下がっているわけですが、これは先ほども申しましたように、委員をどう構成するか、これは非常に大事な問題なのですが、これは難しい問題だと思いますが、この件について先ほどのこと以一応終わりにいたしますが、その委員の報酬と人数、これは

トレード・オフの関係、つまり、こっちをたくさんすればこっちは少なくなる、こっちを多くすればこっちは少なくなる、こういう関係に一般的になるわけであります。そうすると、特別職非常勤の報酬及び費用弁償、費用は渡しきりというのもありますね、一定額、今、町はどうなっているのか知りませんが、そういうところの決め方が非常に問題なわけであります。

これは多分推測ですけれども、予算的には環境保全の方よりも廃棄物の方を下げているのは、予算的な意味合いがあるのかなとも思いますが、そういうことでなくて、この額をどう決めるかというのが非常に大きな問題であります。何が妥当な額か、これは難しい問題であります。その辺の決め方について、もう少し、先ほども質問にもありましたけれども、この報酬を切り下げて逆に委員を多くすると、本当に意見を言いたい方の意見を聴取するという意味で委員は多くなった方がいいと思います。

ですから、この委員の数というのは報酬と非常に密接に関係があるのです。だから、むしろ報酬は、先ほどの飯田議員の話にもありましたけれども、大幅に削って考えていくべきだと私は思っております。

それから、この廃棄物減量等推進審議会ではないのですが、たくさんの審議会、委員会があります。その中には、全く働かない人にも、委員として働いていない人にも、年額幾らと報酬を上げている例も現在でもあります。それから、ほとんど働いていない方にも支払っているという例もあります。そういう意味で、この非常勤特別職の報酬については横断的に検討して、この費用というものをもっと大幅に下げる努力が私は必要だと思います。そういうような考え方が今後できるのかどうか、町の方にお尋ねしたいと思います。

〔「討論だよ」と呼ぶ者あり〕

4番（白旗 修君） ということで、私としてはそういう議論をもっとやるべきではないかと思っております。

したがって、この報酬額についてをもう1回見直すべきではないかというのが私の考え方です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

反対討論はございますか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第45号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正するを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。1点だけ質問いたします。

今回年利2分以内を年利1分以内に改めるということで提案されておりますけれども、このことによって貸し付けを受ける対象者がふえる可能性があるのかどうか。金額の方で枠を設けていた場合、年利は下がるということになったならば、より多く貸し付けを受けるということになるのでしょうかけれども、それとは関係なく、また別途人数等の絡み等があれば、年利1分になったということだけで町の持ち出しは少なくなったということだけに終わるわけですが、そのところについてご説明願いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

年2分から1分になったからといって、利用者の数は減らないと思います。これにつきましては、農協の方とも打ち合わせをしながら進めていきたいと思っています。

2番（高木博文君） 受ける人の数をふやすことはできるのかという意味です。

経済課長（石井博美君） 受ける方の数をふやすということですが、これは一般的な農業者に対しての資金でありまして、大きな経営を行っている方には近代化営農資金がございます。そちらの方は利子がありませんが、大きな農家の方に今力を入れていまして、自分で経営する、転作を主にやっている方、個人的にやられている方に対してはこの営農資金の方を使っています。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） それでは、1点ほど質問いたします。

それは、この7ページの款2総務費、項1総務管理費、目2秘書広聴課の中で、これは

今出ました専門委員の報酬でございますが、特別職事務費でございます、報酬で40万5,000円を計上してあります。これは確かに秘書広聴費ですから、廃棄物等の減量には関係ないと思ひまして、これは地方自治法174条の規定によりまして町長が選任すると、そして行政執行上、専門性がある仕事に対して助言とアドバイス、そういう役目だそうでございますが、40万5,000円、これから20年度は町としてどういう専門職の方をお願いして業務執行するかどうか。

それから、専門委員の報酬ですけれども、旅費規程はどれに入るかどうか、その点もお伺いします。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、お答えします。

議員おっしゃるとおり、専門委員につきましては、町の事務事業の執行に際しまして、専門的な知識や経験等を要するような課題が生じた場合に、具体的な助言または支援を受けるために臨時に設置するものでございます。

それと旅費規程につきましては、非常勤の特別職の規程を適用……。

10番（五十嵐辰雄君） 何があるのか。

総務課長（福田 茂君） ないかと思ひます。非常勤特別職については、一律1,000円という規定で。

それと、20年度の予定でございますが、都市計画マスタープランを今後作成の予定で作業に取りかかっておりますが、そちらの方をお願いしようかと今検討しているところでございます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） 2回目の質疑でございますが、都市計画マスタープランの見直しのために40万5,000円、先ほど町民生活環境課長はごみ減量関係については専門委員は考えておりませんというのですが、マスタープランも必要ですけれども、それから、環境問題、ごみ減量、これも専門職の方をお願いして、月4万5,000円払うのですから、いろいろ幅広く各行政の分野、都市計画マスタープランとか総合振興計画、3期基本計画とか幅広いいろいろ適用できる方をお願いして、1人でなく2人でもいいんですよ、これは1人と限っていませんので、ですから、行政というのは縦割りが多いから、例えば総務課における町の振興計画に対するアドバイス、ごみ問題、それから、環境問題とか、教育委員会の利根中の跡地利用問題、よく専門委員というと、一番考えやすいのは大学の教授、これは学問の世界ですから、やはり企業とか社会については学問の分野しか知らないの、できれば企業のそういう活躍した方、実践的な方を専門委員としてお願いしてアドバイスいただくという方向がいいと思うのですが、そういう幅広い対応について、もう一度総務課長、それから、町民生活課長についての減量問題に絡んで、ぜひこういうのも活用した

方がいいと思いますけれども、2人の課長にその考え方をお尋ねします。

2回目で終わります。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

総務課長（福田 茂君） それでは、ただいまのご質問に答弁いたします。

専門委員につきましては、行政全般にわたって、その分野分野で必要に応じて町長が委嘱して調査研究等をお願いするという事で委託しております。

廃棄物処理、先ほどのごみの減量化等も含めた環境面、それから、都市計画面、またIT等の推進になりますか、それから、町おこし、これは特産品の開発やまた商工業の活性化、また芸術的な分野等の企画運営等についても、そういったさまざまな分野において必要になった場合、専門委員を委嘱して調査研究などをお願いして、町の方では助言をいただくというもので考えているところです。将来的には、登録制等をとっていければと思っているところでございます。

人材におきましては、議員おっしゃるとおり、民間からの人選ということも視野に入れて人選していきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

町民生活課長（高野光司君） それでは、五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

審議会の中であらゆる人にご協力いただいて目的達成していきたいと考えております。

ちょっとつけ加えますと、戻りますけれども、審議会条例の中に第7条として意見の聴取という形で、委員以外の方からいろいろなことを聞くことができるという条項がありますので、その方も含め、また専門的に知っている方がおりましたならば、そちらも利用して、審議会に諮問してあります調査にご協力いただける委員さんがいれば使っていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から認めます。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時12分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 審議に入る冒頭に追加議案の総括説明を町長から求めておりましたけれども、ちょっと抜けておりました大変申しわけございませんでした。

本定例会に提出されました追加議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 本日も審議をお願いする追加議案は、補正予算1件と教育委員会委員の任命についてでございます。

議案第49号は、平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、直営診

療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ120万円を追加し、総額を1億249万8,000円とするものでございます。

議案第50号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、利根町大字布川2076番地10、長岡純子さんを利根町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 日程第10、議案第49号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第49号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足してご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で120万円を増額するものであります。今回の補正財源に充当するため、基金を取り崩すものであります。

続きまして、歳出でございますけれども、款1総務費、目1一般管理費で同額の120万円を増額するものでありまして、これは診療所の冷温水器が故障したため修繕費を増額補正するものであります。

〔「4ページだよ」と呼ぶ者あり〕

町民生活課長（高野光司君） 失礼いたしました。4ページをお開きいただきます。大変失礼しました。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

続いて、賛成討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第11、議案第50号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第50号 利根町教育委員会委員の任命について、補足して説明いたします。

これは利根町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項規定により、議会の同意を得るために提案するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成20年4月1日に施行されまして、これまで教育委員に保護者を含めることが努力義務にとまっていたものが、委員のうち少なくとも1人の保護者を含めることが義務づけられております。今回の教育委員会委員任命に当たりましては、改正法に基づきまして保護者の方で適任者を選考していたわけですが、提出議案のとおり適任者が見つかりまして、本人のご承諾を得ましたので、提案させていただくものでございます。

住所が利根町大字布川2076番地10、氏名が長岡純子さん、生年月日が昭和23年10月28日、参考までに任期につきましては、平成20年6月20日から平成24年6月19日までの4年間でございます。

また、長岡さんの略歴につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 私は、議案第50号に対して1点お聞かせいただきたいと思っております。

ただいま説明がありました長岡純子さんに対しては、私もPTA関係の会合でいろいろ話をしたこともあるし、人格的には申し分なく異議を申し挟むところはありません。しかしながら、この議案の提出の仕方、私は以前から疑問を持っていたところでございます。なぜ追加議案なのか。もう少し議会運営委員会が議案の審議をするまでに提出すべきではないかと、私は常々思っているところでございます。

私が記憶しているところでは、三、四年前まではきちんと議会運営委員会を開く前に提出されたのです。それが、ある時点から追加議案になってしまっているのです。いつも、ほとんど、とりわけ教育委員関係については追加議案で出てきているのです。私はこれは議会の軽視ではないかと、そういうふうに解釈しているところでございます。

追加議案というのは、この前の第49号みたいに、やむを得ず故障してしまったんだよと、だからこれは申しわけないけれども追加議案として提出させていただきますと、これは大いに結構だと思います。しかしながら、この人事案に関しては、議会が始まるというのは数カ月前からわかっているわけなのですから、それに間に合うように人選をし準備をして、この議案を提出すべきではないかと思っております。

なぜこの追加議案になったのか、そして、準備が進まなかったのか、その辺をお尋ねします。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） ただいまのご質問ですが、飯田議員のおっしゃるとおりでございます。次回からは、間に合うように提出するよう努力しますので、よろしくご理解お願いいたします。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論、賛成討論を求めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第50号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま教育委員に任命されました長岡純子君のあいさつをお願いいたします。

教育委員会委員（長岡純子君） ただいま皆様方にご同意をいただきました長岡純子と申します。

私は、これまで保護者の立場として先生方、それから、子供たち、地域の方々といろいろなところで結びついてかかわってまいりました。その中から得ましたいろいろな体験を生かしまして、今後の利根町の教育行政に少しでも貢献できたらと思っております。

微力ではございますが、保護者の立場としていろいろな方面で、子供たちが未来に向かって大きく羽ばたいて、大きな夢を持って巣立っていけますように、皆様方のご協力をいただきながら、お力をかしていただいて全力を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、よろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（岩佐康三君） あいさつが終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第12、議員提出議案第7号 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君）

議員提出議案第7号

平成20年6月12日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者 利根町議会議員 若 泉 昌 寿

賛成者 同 佐々木 喜 章

賛成者 同 五十嵐 辰 雄

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

それでは、朗読をさせていただきます。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者等を対象とした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が、本年4月1日から導入された。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村の加入により設置された後期高齢者医療広域連合が運営を行っている。

この制度が始まった4月1日以降、保険証の未着や保険料の徴収ミス、年金からの天引きが多く反感を招くなど、制度そのものへの信頼がゆらぎかねない状況となっている。

また、保険料負担において一定の激変緩和措置が設けられたものの、被保険者の負担のあり方、及び高齢者担当医の導入などの医療制度の改正に関し、多くの問題が指摘されている。

国は、国民に制度の意義を十分に理解してもらおうと同時に、医療保険に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、本町議会は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、国において、低所得者へのより一層の配慮など、負担軽減を図るとともに、制度導入後の状況を十分把握・検証し、改善すべき問題点を明らかにしたうえで、早急に必要な措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月12日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

衆議院議長 河野 洋 平

参議院議長 江 田 五 月

内閣総理大臣 福 田 康 夫

厚生労働大臣 舩 添 要 一

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

私は、現在出されておりますこの意見書には反対の立場を表明するものであります。

さきの議会において、これに基づく条例及び特別会計について審議を私ども厚生文教常任委員会等では行いました。そして、そこにおける具体的な問題点の指摘が、今日のこの後期高齢者医療制度にはすべて反映されているというぐあいに理解をしております。

そして、今、国会では、これの改善ということではなく、一たん廃止し、老人保健法の立場に戻し、あわせて見直しを今後行うべきではないかという法案が参議院段階では通過をし、衆議院に送られているという状況、また、本議会に対して陳情書が出されておりますけれども、私はこういう情勢なり動きを受けとめた場合に、これを改善を求める意見書というのでは生ぬるいという立場から、これについては反対の態度を表明するものであります。

議長（岩佐康三君） 続いて、賛成討論を行います。

次に、反対討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第7号 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 賛成多数です。したがって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13から日程第16につきましては、先ほど会期の延長が可決されましたので、16日に採決を行いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 休会の件を議題といたします。

明日13日から15日までの3日間は、議案調査のため休会といたします。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次回は6月16日月曜日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時34分散会